

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

10月号 | No.547 2018



保育所 お月見の集い

関連記事は3ページ

人のうごき[平成30年9月30日現在] 人口 2,363人(-7) 男 1,147人(-6) 女 1,216人(-1) 世帯数 945(+1)

【IP電話番号】村役場代表 5000～5004／議会事務局 5005／教育委員会 5006／社会福祉協議会 5007

総務課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970

住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 企画政策課 ☎679-2973

議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 保育所 ☎679-2217

※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 IP.5000～5004 ◎役場共通 FAX.679-2125

【教育委員会】☎679-2817 FAX.679-2173



村の話題

9/2
(日)

消防団ポンプ連結訓練

村消防団は、防災月間中の9月2日に玉ノ木谷集会所付近を火点と想定したポンプ連結訓練を行いました。

各分団は午前7時のサイレンを合図に出動し、音羽川・千古屋橋付近にて水利を確保したあと、小型可搬ポンプを順番に連結し、約300メートル先で放水しました。

消防団のみなさま、お疲れさまでした。



9/3
(月)

LOVE さなごうち －初心者のための野菜の学校－ ～内藤 昭文さんを囲んで～

LOVE さなごうちによる、「初心者のための野菜の学校」において、秋まき野菜の種のまき方やポット苗の植え方を種まき培用土・ペレットなどで実践する講座が開催されました。

できるだけしっかりした苗になる工夫や水やり、風の強い時は土で囲って守るなど、心をこめて育てる大切さが実感できる内容で、モミガラ・ヌカ活性液を使ったボカシづくりも行われました。

参加者16人、野菜づくりの楽しさを語り合い、和気あいあいと作業が行われていました。



9/5~7
(水) (金)

東京都小金井市 “otete” 1周年！

9/8
(土)

村カフェ

本村出身の井寺喜香さんが東京都小金井市で営むさなごうち応援ショップ「otete」の1周年記念イベントが行われました。すだちのつかみ取りや、徳島から直送された新鮮野菜や干物などの徳島の特産品の販売が行われました。5・6日午後6時までと7日午後7時までの営業時間中、絶えずお客様が訪れ、にぎわいました。

8日(土)は、小金井市環境学習館で1周年記念の村カフェが行われました。午前11時に始まり、村のことや移住の取組みについて、約1時間話し合いました。正午からは村料理の食事会が開催され、村料理の講師として出席した坂本貴子さんと「otete」スタッフが手がけた村料理が並びました。メニューは、いりめし、ふしめんの椀、揚げなす、焼きしいたけ、ハスの酢の物、佐那河内揚げ（鳥唐揚げのすだち和え）、すだちゼリー、しいたけの佃煮で、みなさん完食され好評でした。



9/17
(月)

平成30年度「敬老の日」 長寿者慶祝訪問

「敬老の日」に、本村最高齢である谷サカエさんの長寿をお祝いし、慶祝訪問が行われました。徳島県知事からはお祝い状と記念品が、佐那河内村長からは名誉村民である山根先生直筆の書がプレゼントされました。

ご家族、施設入所者やスタッフのみなさんに囲まれ、華やかなお祝い会になりました。

これからもお元気で過ごされることを心からお祈りします。



9/20
(木)

佐那河内保育所に保育士ヒーローブレイク登場！



保育所の9月の誕生会に保育士ヒーローブレイクが登場しました。

ゴミをポイ捨てる悪者・エンペラーと、その仲間・カノンと闘う

シーンでは、子どもたちから「頑張れ！」の熱い声援があがりました。子どもたちは、ヒーローたちとともに楽しい時間を過ごしました。



9/21
(金)

お月見の集い

保育所の子どもたちが、保育所遊戯室で仁井田桜クラブ・中辺八千代会のみなさん9人と、お月見の集いを行いました。

おじいちゃん・おばあちゃんたちに秋の七草を持ってきていただき、遊戯室は、季節感あふれるにぎやかな会場になりました。

お団子作りでは、プロ級の腕前のおばあちゃんたちのご指導のもと、子どもたちみんなで美味しいお月見団子を作り、楽しい時間を過ごしました。



村の話題

9/21
(金)

秋の全国交通安全運動、佐那河内村からスタート！



秋の全国交通安全運動初日の9月21日、大宮神社前のバス回転場を利用して交通安全街頭キャンペーンが行われ、徳島中央署管内の交通安全運動の取組みがスタートしました。

心配された雨もあがり、早朝から徳島中央警察署長をはじめ、小学生と保護者、徳島東交通安全協会のみなさんなど、大勢の人がキャンペーンに参加してくれました。

出勤前のドライバーに、小学生が安全運転を呼びかけながらキャンペーングッズを手渡し、ドライバーのみなさんは笑顔で応えられていました。

裁判員制度

まもなく名簿記載通知を発送します！

裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿をもとに、全国の地方裁判所で作成されます。

平成31年（2019年）の名簿に登録される人数は、全国で約23万3300人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約455人に1人）。

裁判員候補者名簿記載通知について

平成31年（2019年）の裁判員候補者名簿に登録された人には、本年11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月ごろからの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知とあわせて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の負担を軽減するためにお送りするもので、お尋ねする項目に該当しない場合は、返送していただく必要はありません。

辞退の申出ができる時期や期間に何らの制限をもうけているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、裁判所で行われる選任手続の際に辞退を申し出ていただくことも可能です。

第三者(加害者)によって けがや病気をした時には届出が必要です。

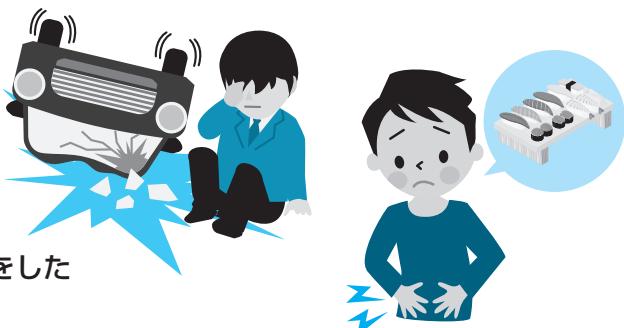
国民健康保険に加入している人（被保険者）が、下記の理由により「第三者（加害者）」から被害を受けて医療機関にかかった場合でも、保険証を使って治療を受けることができます。

ただし、その医療費は本来であれば加害者が全額支払うべきものであるため、保険者（村）が一時的に医療費を立替え、治療が終わった時点で事故などの過失割合によって計算し、あとで保険会社や加害者に請求をします。

しかし、届出が無い場合は国民健康保険会計から医療費が支払われたままとなり、**被保険者の負担増につながることになるため**、必ず健康福祉課まで「第三者行為による傷病届」を提出していただくようお願いします。様式については健康福祉課に備えてあるもの、もしくは徳島県国民健康保険団体連合会のホームページからダウンロードしてご利用ください。

第三者行為の例

- 交通事故（自転車事故も含む）
- 傷害事件（不当な暴力行為を受けるなど）
- 他人の飼い犬に咬まれた
- 他人の落下物に当たった
- 飲食店などで食事で食中毒になった
- 整骨院などによる施術ミス
- 公道などの道路で管理者の過失によりけがをした
- スキー・スノーボードなどの接触事故



など、日常生活の様々な場面で被った不意な損害について該当する場合があります。

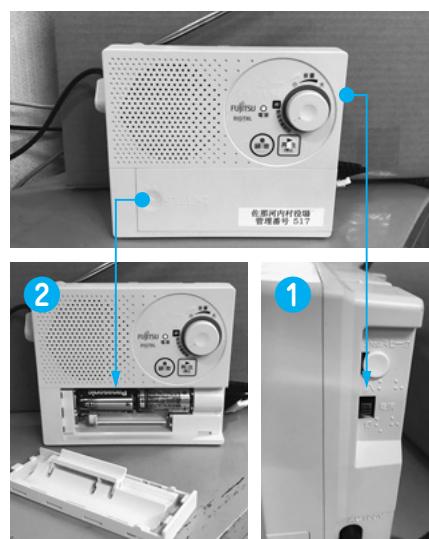
※ただし、上記の例でも、先に示談を済ませてしまった場合や、飲酒運転などの不法行為、仕事中や通勤中の事故（労災保険の対象となるもの）などについては国保を使った診療を受けることはできませんのでご注意ください。

防災無線個別受信機の 不具合の解消方法のお知らせ

防災無線個別受信機が、突然鳴らなくなった場合、次の2つのことを行ってください。

- ① 受信機の右側面のスイッチを一度切って、入れ直してください。
(この後、受信機正面の「電源」のランプが緑色に点灯したら、不具合は解消されています。)
- ② ①の作業を行ってもランプが点灯しなかった場合、受信機の単1乾電池を交換したあと、再度、①の作業を行ってください。

☆「不具合が解消しなかった」「操作が難しい」といった場合は、総務課へご連絡ください。



議会だより

平成30年
第3回9月定例会

平成30年第3回定例会は、9月12日開会され、平成29年度各会計決算認定6件、平成30年度各会計補正予算案件4件、条例案件1件、計画変更案件1件、人事案件1件、報告案件1件の合わせて14件の審議を行い、原案どおり可決、同意、認定、受理し、9月21日に閉会しました。

現在の取り組み状況

佐那河内村長 岩城 福治

農業振興

昨年に引き続き果樹アグリスクールを開校し、農業指導者の育成や新規就農者の確保をめざします。今後は新規就農者の募集、農業労働者不足を解消するため、農業法人設立による外国人も含めた労働者の確保、営農指導力を維持するために営農指導員を雇用、また、軽量で次代のブランドとなる新規作物の選択などにより、基幹産業の復興を図っていきたいと考えています。

防災力の強化

新庁舎敷地内には、防災棟、ヘリコプター用の防災対応型飛行場外着陸場を設置します。

教育振興

放課後英語教室に加え、英語の指導監を探用し、学力向上をめざします。今後は将来の人材育成の必要性から、国が進めるプログラミング教育も力を入れていきたいと考えています。

また、海外ホームステイは、中学生に対して来年度から再考を検討しています。語学に興味を持つ生徒を育成することでグローバル社会に対応した人材を育てていきたいと考えています。

健康で元気に暮らせるむらづくり

65歳以上の高齢化率が45%を超えました。居住密度の低い本村中山間地では、外出支援として交通手段を持たない高齢者などの生活弱者の不便さを解消するため、搬送手段などできる限りの対応を考えています。

また、医療体制における住民の不安を払拭するため、将来にわたって

診療体制を維持継続するため、対策を講じます。

道路整備

国道438号改良工事は、地権者との交渉がおおむね整い、進入路工事も発注されていることから、一日も早い着工に向け、国・県などに要望していきたいと考えています。

また、県道などの懸案事項についても精力的に県に要望を行っていきたいと考えています。

地方創生

企画政策課が人口減少抑制策として進めている住宅整備や企業誘致、また、総務省、イーストとくしまなどと観光面も含めた協議を行い、本村の観光資源の開発や、新しい村の拠点づくりも検討を進めています。

ふるさと納税

都市と地方の税収の格差是正を目的として、個人住民税の一部を納税者が、選択する自治体に寄附する仕組みが、ふるさと納税制度です。

このふるさと納税を充実させることで、定住支援をはじめ、産業振興、福祉・教育の充実、老朽化している施設などの長寿命化や本村の活性化に有効活用し、未来に向けた佐那河内を築き上げたいと考えています。ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

●決算認定案件 ●

議案第49号（認定第1号）～議案第54号（認定第6号） 平成29年度佐那河内村一般会計外特別会計5件の決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するもの。

●補正予算案件 ●

議案第55号 平成30年度佐那河内村

一般会計補正予算（第3号）について

1億496万円を追加し、歳入歳出予算を総額32億2,820万9,000円とするもの。

議案第56号 平成30年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

335万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億3,335万円とするもの

議案第57号 平成30年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算

（第2号）について

20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,385万円とするもの。

議案第58号 平成30年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

7万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億5,494万円とするもの。

●条例案件 ●

議案第59号 佐那河内村西ノハナコミュニティ施設の設置及び管理に関するもの

する条例を廃止する条例について

新庁舎建設に伴う工事により取り壊すため、設置および管理に関する条例を廃止するもの。

● 計画変更案件 ●

議案第60号 佐那河内村過疎地域自立促進計画の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法第6

条第7項の規定において、準用する同条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。

● 人事案件 ●

議案第61号 教育委員会委員の任命について

任期満了により、教育委員を新たに選任するもの。

● 報告案件 ●

報告第2号 平成29年度佐那河内村財政健全化判断比率等の報告について

財政健全化法に基づき、財政健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を報告するもの。

一般質問

大岩和久議員

1. 各税の徴収について

質 ①現在の各税の徴収状況について

②徴収率の向上に対して、どのような取り組みをされるのか。

答 ①平成30年度村民税個人分（普通徴収は2期分まで、特別徴収は7月分まで）の徴収率97.47%、固定資産税の1期分の徴収率98.63%、軽自動車税は全期分で徴収率96.98%、村民税法人分および村たばこ税の徴収率100%。各税目を合計した村税現年課税分合計の現在までの徴収率98.02%、滞納繰越分を含めた村税全体の現在までの徴収率96.21%。

国民健康保険税現年課税分の2期分までの徴収率93.99%、滞納繰越分を含めた国民健康保険税全体の現在までの徴収率80.12%。

介護保険料現年度分の1期分の徴収率は99.54%、過年度分を含めた介護保険料全体の現在までの徴収率99.2%。

後期高齢者医療保険料現年分の1期分の徴収率98.47%、過年度分を含めた後期高齢者医療保険料全体の現在までの徴収率98.5%。

②本村の村税の徴収率は村民のみなさまの高い納税意識により、平成28年度、平成29年度と県内でも非常に高い徴収率です。

徴収率のさらなる向上を図るため

の取り組み方針として、新たな未納者をつくらないこと、固定資産税の課税時期の見直しを図ること、徴収事務について他団体との連携を図ること、以上3点を基本方針として徴収率向上に取り組んでいきます。

1点目の新たな未納者をつくらないという方針は、滞納状況の進行管理を徹底し、現年課税分については、新たな未納者に対して早期に接触を行い、早期の納税折衝に着手することで新たな滞納者をつくらないことを基本に、徴収事務を進めます。また、滞納繰越分については、分納計画を基本に分納監視の徹底を図るとともに、法令などに基づき滞納処分によって生活を著しく切迫させるおそれがある者に対しては滞納処分の執行停止を、悪質と思われる滞納者に対しては差し押さえなどの滞納処分や、国民健康保険資格証明書の発行を行います。具体的な方策として、今年度は9月25日から10月5日を佐那河内村徴収強化週間とし、平成30年度前期分、8月31日までが納期となる課税分について精力的に臨戸徴収などを実施したいと考えています。

2点目の固定資産税課税時期の見直しは、佐那河内村の固定資産税の納付月は、現在5月、10月、2月の3回となっています。固定資産税は1回当たりの課税額が大きいこと、3回目の納付月を2月としていることから、3回目の収納期間が短くなるため対策として、5月、7月、11月を納付月とする案を検討していき

たいと考えています。

3点目の、徴収事務について他団体との連携を図ることについては、今年も11月、12月は県と市町村共同の徴収強化月間となっています。県と共同で催告書を送付することなどにより、徴収率の向上を図っていきたいと考えています。また、滞納整理事務は専門的な知識や技術を必要とすることから、滞納整理を専門とする徳島滞納整理機構に業務の助言などをいただきながら徴収事務を行い、滞納整理事務の研修などに積極的に参加し、個々のスキルアップを図っています。

2. 村道の維持管理について

質 ①村道の現状に対する、具体的な取り組みについて

②支障木に対する処理などは、どのように対処されるのか。

答 ①村道は709路線、実延長260.3km、舗装率86.6%。車両通行可能な区間はほぼ舗装済みで、未舗装部分は車両通行ができない、幅員の狭い道路がほとんどです。

村道の路面状況調査は建設課職員が春と冬季の年間2回程度定期パトロールを、また、日々の業務遂行時に目視により行っています。さらには大雨や暴風雨をもたらす台風、水害などの後にも被災調査を行っています。

村道の陥没、舗装損傷、路肩や山麓の崩壊、倒木、土砂の流入、側溝の詰まりなどが確認された場合は、軽微なものであればその場で応急処置を行い、人力で対応できないもの

は、村建設業協会に依頼し、通行が確保できるよう対策しています。

また、通行に支障がある箇所の復旧工法は、台風などの豪雨による一定の降雨量を観測し、復旧事業費が60万円以上となるなどの要件が整う箇所は、国庫補助事業である災害復旧事業に申請しています。災害復旧事業として採択できない道路のふぐあい箇所については、村単独事業の維持補修工事で対応することになります。いずれの場合も土地所有者の承諾を得てからの作業となるため、地権者、道路利用関係のみなさまにはご理解とご協力をお願いいたします。

なお、交通頻度、交通量など、損傷具合などを見極めながら、緊急性の高いものから対応していきたいと考えています。

②道路愛護で住民のみなさまに道路の管理を一部お願いしているところです。道路愛護では対応が困難な場所で、村道に覆いかぶさり自動車の通行の妨げとなる支障木は、高所作業車を使用し伐採作業を年末ごろに実施する予定です。各常会へ案内文書を送付しますので、支障木の箇所、所有者の承諾、伐採した支障木の処分先、伐採作業の立会される人の連絡先などをご記入の上お申込みください。

3. ふるさと納税について

質 ①納税の仕方などを含め、ふるさと納税の仕組について伺いたい。

②インターネットを利用されない人に対しての対応は、どうされているのか。

③短・長期的な取り組み展望などを伺いたい。

答 ①本村を初め地方は急速な人口減少と高齢化が進んでいます。多くの人々が地方（ふるさと）で生まれ、教育、医療、福祉などさまざまな行政サービスを受けて育ちます。やがて進学・就職のため、地方

から都市部へ生活の場を移される傾向にあると思われます。納税に着目すると、自分の生まれ育ったふるさとには税が入らず、今住んでいる自治体、いわゆる都市部に税が入ります。

総務省は都市に住んでいても、自分の生まれ育ったふるさとで自分の意思で納税できる、ふるさと納税制度を創設しました。この制度は、生まれ育った自治体にこだわらず、自分が応援したい自治体を選び納税することができます。なお、この制度は納税という言葉がついていますが、応援する自治体に寄附することです。

ふるさと納税を行った人は、翌年の確定申告で申告すれば、所得税、住民税の控除を受けられます。控除は寄附額のうち2,000円を超える金額について所得税と住民税から原則として全額が控除されます。ただし、それぞれ所得金額に占める割合の上限設定があります。

以前は確定申告されることが必須でしたが、ふるさと納税にはワンストップ特例という制度があり、例えばサラリーマンの人など申請をされれば、市町村間で手続を行い、確定申告が不要となる特例です。

納税の仕方は、本村の場合は、楽天、ふるさとチョイス、さとふる、ふるなびの4つのサイトのウェブ上で申し込みが行えます。寄附していただいた人に対する返礼品は寄附される人が選べる仕組みをとっています。

本村の場合は予算として3億円の歳入を計上し、この中には返礼品の費用、サイトの手数料など必要経費がありますので、3割から4割程度が純粋な財源として残るものです。

②ふるさと住民票を登録された人に案内を送付しています。不特定多数の人に返礼品目、制度内容をお知らせすることは困難であるとは思いますが、いろいろな形で村を応援し

ていただく、村をふるさととして思っていただけた方法を検討していきたいと考えています。

③「佐那河内」と称されて近々千年を迎えます。千年続く村を全国にPRし、そして全国のみなさまに徳島、佐那河内の魅力を発信し、支援共感していただけるような情報発信を積極的に行いたいと考えています。

返礼品に対しましては村に対する応援の気持ち、村に対する愛着の気持ちなど、寄附いただいた人へのお礼の品として村の気持ちのこもったものを返礼品としてお返ししたいと考えています。

新居健治議員

1. 平成30年度行政座談会について

質 ①本年度座談会を終えての反省点はなかったのか。

②参加者数が非常に少なかったのは、開催時期が要因ではないか。

③開催場所が前年度も今年度も4か所だったが、今後は常会単位なども検討しても良いのではないか。

④参加者は少人数だったが、貴重な意見・要望をどのように実施していくのか。

答 ①本年度は、4か所で実施、参加者は7月10日嵯峨老人憩の家6人、7月13日農業総合振興センター11人、7月19日高橋保健センター14人、7月23日宮前公民館17人。住民のみなさまからのご意見は人数も少ないことから、密度の濃い活発な意見が出たと思っています。

反省点は、参加人数が少なかったこと、若い人、子育て世代の人などからのご意見をお聞きできなかったことです。

②可能なものは次年度予算へ反映させるため秋までに実施すること、農繁期や行事など多忙な時期を避けることで検討し7月に実施しました。

③常会単位で実施した場合、班編

成の都合上お伺いできないかなどが想定され、ご質問をいただいても持ち帰って検討ということになるのではないかということから、常会単位は難しいという結論になりました。

なお、常会で疑問点、要請などがございましたら、出前講座などがありますのでご利用ください。

また、会合などに出席させていただくながで、さまざまな年代の住民のみなさまからご意見を伺い村政に生かしていきたいと考えています。

④可能なものについては即実施したい。また、予算が伴うものは補正予算、次年度の当初予算で対応したいと考えています。

2. 平成30年8月10日付徳島新聞の報道について

質 ①副村長、教育長の9月から11ヶ月分3か月給与の10%自主返納は、職員のパワーハラスメントの責任をとり返納するのか。

②議会事務局で議員に説明した内容と違うのはなぜなのか。

③議員に説明した内容を、今一度ここで説明してほしい。

④なぜこのような報道になったのか。

答 ①職員の管理監督についても責任を感じ、自主返納を申し出ました。

②村長の再発は許さないとの強い意思を確認し、管理監督責任についてもとらせていいただきました。

③相手がいることなので、この場で申し上げることができないことをご理解いただきたい。

④村長の再発は許さないとの強い意思を確認し、管理監督責任についてもとらせていいただきました。

平岡 淳 議員

1. 懲戒処分に関する規程について

質 ①懲戒処分に関する規程に、非違行為としてパワハラは追加されたのか。

②今回の懲罰は、情状による過重

は加味された結果のものなのか。

③職務代理の規定は整備されたのか。①も併せて「懲戒処分に関する規程」は今回の事件に即したものとなったのか。

答 ①現在、他市町村の状況を調査していく、規程の改正には至っていません。早急に改正ができるよう進めていきたいと考えています。

②規定では情状などによる加重などとして、非違行為の態様が極めて悪質であるときなどに一段階重い懲戒処分を行うことができるとなっています。また一方では、情状などによる軽減などとして、日ごろの勤務態度が極めて良好であるときなどには一段階軽い懲戒処分を行うことができるとなっています。

今回の処分に当たりましては、このような加重、軽減などは加味していません。

③他市町村の状況を調査していく改正の作業を進めていますので、職務代理の規定についても改正には至っていません。また、改正に当たりましては、今回の対応を踏まえた内容となるよう早急に改正を進めます。

2. 懲戒処分に対する対応について

質 ①今回の懲罰委員会の4人が誰であったのか。ふさわしい人であったのか。

②今回のヒアリング・確認は誰を対象に行ったのか。

③教育長、副村長の事件は軽微な為、自主返納の形をとったと言う事であるが、軽微な事とは具体的にどういうことなのか。

答 ①懲戒審査委員会規程には、委員会は委員長1人、副委員長1人および委員若干名をもって組織すると規定されています。

今回の懲戒審査委員会では、総務課長を委員長に、健康福祉課長を副委員長に、委員として参事2人の4人で委員会を組織しました。

②本年度の新規採用職員および管

理職を除く正規職員を対象に行いました。

③副村長、教育長が自発的に返納を行ったので、軽微なことということでは話が違うと思います。

3. 懲戒処分に対する今後の対応について

質 ①社会的ハラスメントについては、全てを洗い出しする事ができて、もう問題となるような社会的ハラスメントは何もないと云えるのか。

②職員、村民は今回の処分に適正だったと納得されているのでしょうか。そして行為者は改心して業務に専念しているか。

③新たに、具体的な再発防止の体制は採られているのでしょうか。

答 ①ハラスメントは、個々の受けとめ方には個人的な差がありますので、絶対にないと言い切ることは難しいものと考えます。しかしながら、ハラスメントの定義にあるような相手の意に反することを認識の上で行う行為、また職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与えるというような事例はないものと確信しています。

ハラスメントはいつ起こるかもしれないとの危機感を持ち、常日ごろから相手の立場を思いやり個々の力を発揮できる、気持ちよく仕事ができる職場環境づくりに努めたいと考えています。

②各種規程などを踏まえ、しかるべき手続などを経て適正に行つたものと考えています。本人も十分反省しているので、今後の態度を見守ります。

③再発防止にはハラスメントに対する個々の認識を高めることに尽きたと考えています。定期的に研修会を開催していきたいと考えています。また、職場内ではハラスメントは許さないという意識を確立することが重要です。

万一問題が起きたときには、速やかに対応ができるよう、改めて職場内に相談員を設置し周知を図るとともに、外部の相談体制の充実に努めます。

瀧倉俊晴議員

1. 新役場庁舎予定地の土砂崩壊について

質 ①原因は何か。

②どう対応するのか。

③工事費の負担はどうなるのか。

答 ①役場新庁舎への進入路として敷地の西側へ幅員約7mの二車線道路を計画しています。先日工事の発注を行い着手したところです。この工事に付随してのり面に植栽されている桜などの木を伐採し、旧進入路は勾配修正をし緊急時以外は歩道として使用する計画としています。

この工事に伴い、8月30日ごろから9月1日ごろにかけて旧中学校グラウンドに仮植えをしていた旧小学校の庭木や鉄棒、ジャングルジムなどの遊具を撤去しました。グラウンドへの仮植えの庭木などの抜根や遊具の基礎部の撤去を行った後、埋め戻しをしましたが、直後に台風21号の襲来があり、その部分に雨水が集中し、表面の土砂とともにのり肩から2mほどグラウンド側のU字溝に流れ込み、排水断面が少なくなったため、U字溝をオーバーフローした多量の雨水がのり面に集中して流れ込み、のり面崩壊の原因になったものと推測しています。

②のり面崩壊した箇所は、旧進入路の上側で、進入路の勾配修正箇所となっています。勾配修正工程は11月以降の予定ですが、それまでは大型土のうなどにより仮設の土留め工を設置する予定であり、9月のイベントや敬老会に通行できるようにすることは可能です。

旧進入路の勾配修正工事ではのり面下側は、ブロック積みを当初から

施工することとなっていて、一部崩壊したのり面もブロック積みにより復旧します。また、のり面崩壊上部は崩壊地点を階段状に切り取り、転圧をしながら盛り土をし、のり面整形をすることで従来の形状に復旧します。

③当初から勾配修正のブロック積みを施工する計画の場所で、特に変更の必要はないと考えています。

のり面の階段状の切り取り、補強およびのり面整形については、仮設の大型土のう設置を含め、工事諸経費の現場監理費の範囲で対応できることから、村の工事費負担はありません。

2. 山林などの境界設定をもっと進めてはどうか

質 ①地籍調査および隣地明確化事業のこれまでの実績はどうなっているのか。

②隣地明確化事業のha当たりの単価はいくらか。

③隣地明確化事業の計画はどうなっているのか。

④村民の望む事業を、推進すべきでないか。

答 ①地籍調査は、平成19年度に開始し、平成29年度までの11年間の事業費合計1億6,914万6,000円、実施面積合計646ha。村全体の面積4,228haの約15.3%に当たる面積です。

隣地明確化事業は、平成26年度に開始し、平成29年度までの4年間の事業費合計3,336万6,600円、実施面積の合計687ha。本村の山林面積2,899haの約23.7%に当たります。

②平成26年度から平成28年度までの3年間は国の補助対象となった事業で、1ha当たりの単価は4万5,000円です。また、村の単独事業として実施した平成29年度の1ha当たり約4万9,493円です。

③終了した地区の隣接の地域を中心に翌年度事業を進めています。地権者のみなさまに現地で立会をお願

いする際に、新規地域での実施に比べ、既に終了した地区の隣接地なら、一方の境界が明確になっていることから調査がスムーズに進めやすいためです。

しかし、隣接の地域の土地所有者のみなさまが事業を希望されないなど、事業の実施ができない場合もあるため、地域の選定については事業の実施を希望される地域を優先して実施をしていきたいと考えています。

④土地所有者の高齢化や地元不在化が進んでいるため、言い伝えによる山林の境界に関する記憶が薄れています。

そこで平成26年度から隣地明確化事業に取り組んできたところです。山林などの境界確定につきましては、多くの村民のみなさんがご希望されていると思いますので、事業実施のご希望がございましたら、継続して取り組んでいきたいと考えています。

石本哲也議員

1. 村の对外広報活動支援について

質 ①最近「佐那人」というバンドグループが県東部を中心にライブ活動を行い、いたるところで佐那河内をアピールしている、村として支援してみてはどうか。

②他団体、個人でもそうした活動をしている人もいると聞く。それらも支援できないものか。

答 村のPRなど村づくりのため活動されている団体は多数あると思っています。村には村づくり住民活動補助など、団体に対する補助の制度があります。村内の活動団体の活動目的、内容が村づくりに貢献していただけた内容であれば村としてもご支援させていただきたいと考えています。

2. 佐那河内村の「自主財源」について

質 ①岩城村長就任前の村の自主財源額はいくらか。
②現時点での自主財源額はいくらか。
③本年度終了後の自主財源額見込みはいくらか。

答 ①村税、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、寄附金、諸収入（繰入金、繰越金は除く）の合計額について、就任前の平成26年度一般会計の自主財源決算額は、2億7,881万6,973円（ただし、本村が代表町村として行った消防救急デジタル無線の整備事業で、関係市町村から事業実施負担金として1億1,855万7,480円の一時的な負担金収入は除く。）です。

②本年度一般会計の自主財源額の収入額は、9月14日現在で収入処理が終了しているもので1億9,606万3,520円です。

③不確定な要素が多い点はありますか、例年の実績などを参考に、本年度終了後の自主財源額は約6億円と見込んでいます。

3. 懲戒処分について

質 ①処分に当たっての検討事項について
②再発防止策について

答 ①今回の処分に当たっては、佐那河内職員の懲戒処分に関する規程に基づき、処分をしました。
②私の姿勢が大事であると思っていました。8月臨時議会では、自ら報酬をカットさせていただきました。また、職員に対してハラスマントへの対応は率先して取り組むべき重要課題であると認識していただくことが大事だと考え、職員会でこの事実関係を説明するとともに、定期的に研修会などを開催、相談体制などの確立なども行なっていくたいと考えています。

仁羽悟郎議員

1. 村長の政治姿勢について

質 ①保育料無料化について

答 ①徳島県は、3歳から5歳児で第2子まで無料化を拡大するため、9月補正において予算計上しています。本村でも、県の実施に伴い10月より3歳から5歳児の第2子から所得制限を設けず実施したいと考えています。なお、阿波っ子はぐくみ保育料助成事業拡大対象者の3歳以上で第2子13人の保育料は、1か月約29万、6か月分で約170万円です。

2. 徳バス嵯峨路線について

質 ①徳バス路線についてアンケート調査結果を見て嵯峨路線についての対応は。

②本谷路線の変更について徳バスと話し合いをしたか。

答 ①アンケート調査結果では、嵯峨路線の廃止に関する問い合わせに対し、代替措置があれば廃止してもよい36.23%、代替がなくても廃止してもよい20.65%、あわせて廃止してもよいと答えられた割合は56.88%。廃止しないでほしい12.55%。このアンケート結果を踏まえ、平成31年10月のバスのダイヤ改正時にタクシー利用などの代替措置の仕組みを構築し、嵯峨路線は、廃止させていただきたいと考えています。

②アンケート調査結果では、ルート変更しても良い45.25%、従来通り望む26.03%。ルート変更は、以前から徳島バスから要望もございますので、村としては、嵯峨路線の廃止と同様に、平成31年10月のバスのダイヤ改正時に向けて、タクシー利用などの代替措置の仕組みを全村で活用できるよう制度を構築した上で徳島バスに対しルート変更の意向を伝えたいと考えています。

議会行事出席報告

（ ）場所・（ ）出席者

平成30年9月

9月6日 議員協議会（議会事務局）全員協議会（農振センター）（全議員）

10日 明治大学ファームステイ実習学生との交流会および意見交換会（新家）（岡本議長他5人）

決算審査・現地調査（農振センター）（全議員）

12日 9月定例会開会・議案審議・決算審査（役場3F議場・農振センター・役場会議室）（全議員）

19日 9月定例会一般質問（役場3F議場）（全議員）

20日 2018秋の自治体キャラバン（村長室）（岡本議長）

21日 9月定例会閉会（役場3F議場）（全議員）

25日 例月出納検査（議会事務局）（井開・加藤監査委員）

26日 四国四県町村長・議長大会（徳島グランヴィリオホテル）（岡本議長）

27日 農業委員会総会（農振センター）（大岩議員）

納めた税金と使われたお金

9月に開催された佐那河内村議会定例会において、平成29年度の一般会計および5つの各特別会計の決算が認定されました。地方自治法第233条第6項により、村民のみなさまに決算の要領を公表します。

私たちが納めた税金などの大切なお金がどのように使われたのか、現在の佐那河内村の財政がどのような状況なのかをご報告します。



◆一般会計決算収支の概況

一般会計の決算は、歳入28億3,159万円、歳出27億3,584万円、で平成28年度決算と比較して、歳入で13.3%、歳出で14.4%の増加となりました。また、歳入から歳出を差し引いた形式収支は9,575万円の黒字となり、この額から平成30年度へ繰り越した1,898万円を差引きした実質的な収支は7,677万円の黒字となりました。

年 度	歳 入	歳 出	形 式 収 支	実 質 収 支
平 成 29 年 度	28億3,159万円	27億3,584万円	9,575万円	7,677万円
平 成 28 年 度	24億9,974万円	23億9,177万円	1億797万円	6,964万円
増 加 額	3億3,185万円	3億4,407万円	△1,222万円	713万円
増 加 率	13.3%	14.4%	△11.3%	10.2%

◆一般会計歳入の特徴 ~村民一人あたりの納めた村税は81,556円~

自主財源では、前年度と比較し佐那河内村応援寄附金（ふるさと納税）が、5,698万円増加し、寄附金の合計が9,255万円となったことによること、及び繰上償還に伴う、減債基金の取崩し（繰入金）が1億4,173万円増加し、繰入金の合計が2億9,999万円となったことなどにより、2億3,812万円（44.7%）の増加となりました。

しかし、村税では、主に村民税が167万円、固定資産税が214万円減少し、村税全体として406万円（2.0%）の減少となりました。また、過去の収入未済額のうち、固定資産税4万円が不納欠損額として処分されました。

依存財源では、県支出金が9,481万円（74.0%）、村債が4,956万円（28.6%）増額となりましたが、地方交付税については、5,908万円（4.2%）の減少となりました。なお、地方交付税の歳入全体に占める割合は47.2%となっています。

また、村の借金である村債では、地方創生関係事業として、一般補助施設等整備事業債（食業工房さなごうち）及び地方創生推進交付金事業へ発行し、その他、ハード事業として農業集出荷施設整備事業、スポーツ集会施設整備事業、村道改良事業、ソフト事業として自治振興交付金事業や高齢者外出支援事業などで発行し、前年度より4,956万円の増額となり、村債合計で2億2,275万円となりました。

村の歳入は、自主財源の割合が27.2%と低く、一方で依存財源が72.8%となっており、村の財政が国などの施策に大きく依存し、その影響を受けやすい構造となっていると言えます。

◎村に納めた村民一人あたりの税金

【平成30年3月31日現在の人口（2,385人）で算出】

区 分	平成29年度決算	平成28年度決算	増 加 額	増 加 率	一 人 あ た り
村 民 税	8,203万円	8,370万円	△167万円	△2.0%	34,394円
固 定 資 産 税	9,121万円	9,335万円	△214万円	△2.3%	38,243円
軽 自 動 車 税	1,149万円	1,126万円	23万円	2.0%	4,818円
村 た ば こ 税	978万円	1,026万円	△48万円	△4.7%	4,101円
計	1億9,451万円	1億9,857万円	△406万円	△2.0%	81,556円

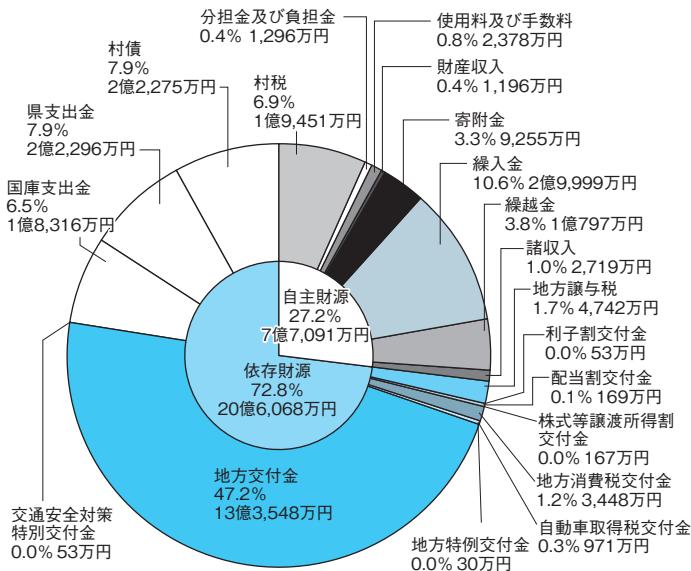
◆一般会計歳出の特徴 ~村民一人あたりに使われたお金は1,147,103円~

目的別では、前年度より土木費、消防費、災害復旧費、諸支出金が減少し、その他の項目は増加しました。民生費では地域医療介護総合確保基金事業、農林水産業費では産地パワーアップ事業・集出荷施設整備事業及びICTまち・ひと・しごと創生推進事業（鳥獣被害対策）、商工費では地方創生拠点整備交付金事業（食業工房さなごうち）などが増加の要因となっています。

公債費は、前年度より9,744万円の増加となっていますが、繰上償還額（2億2,431万円）を除くと、前年度より4,430万円の減少となっています。また、諸支出金は、減債基金や応援基金などへ合計3億3,940万円を積み立てたものです。

性質別では、任意的経費が46.4%、義務的経費が37.3%、投資的経費が16.3%とそれぞれを占めています。なかでも、義務的経費である人件費が15.9%、公債費は16.4%となっています。義務的経費については、歳出全体に対する割合が低いほど財政の弾力性が確保されるので、今後の村の財政運営での大きなポイントの一つになるといえます。

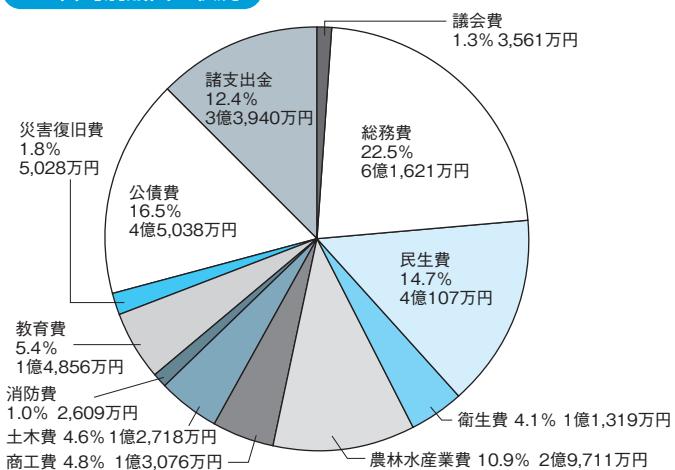
◎一般会計歳入決算額 28億3,159万円



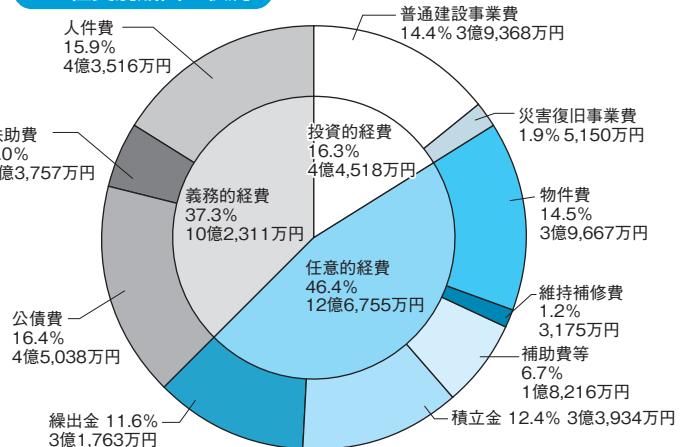
- △村税
私たちが納めた村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税
- △繰入金
使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- △繰越金
前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金
- △その他の自主財源
分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などのお金
- △地方交付税
地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- △国庫支出金
国の補助事業に対する国からのお金（これに県や村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- △県支出金
県の補助事業に対する県からのお金（これに村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- △その他の依存財源
地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金などのお金
- △村債
村が各種事業を行うために国などから借り入れたお金

◎一般会計歳出決算額 27億3,584万円

○目的別歳出の状況



○性質別歳出の状況



○村民一人あたりに使われたお金

議会費 14,931円	総務費 258,369円	民生費 168,164円	衛生費 47,459円	農林水産業費 124,574円	商工費 54,826円
土木費 53,325円	消防費 10,939円	教育費 62,289円	災害復旧費 21,082円	公債費 188,839円	諸支出金 142,306円

【平成30年3月31日現在の人口（2,385人）で算出】

- △投資的経費
道路や学校など、社会資本の整備に要するもので、投資効果が長期にわたりて継続する経費
- △任意的経費
村が裁量によって任意に支出することができる経費
- △義務的経費
支出することが制度的に義務付けられている経費
- △普通建設事業費
道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費
- △災害復旧事業費
災害により被災した施設を復旧するための経費
- △物件費
需用費・役務費・委託料などの消費的性質を持つ経費
- △維持補修費
道路・公共施設などを修繕するための経費
- △補助費等
各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費
- △積立金
財政運営を計画的に行なうためにお金を作り立てる経費
- △繰出金
一般会計と特別会計の間で、相互に資金運用するための経費
- △公債費
村が国などから借りた借金返済の経費
- △扶助費
高齢者・児童・障がい者などに対して行っている様々な支援に要する経費
- △人件費
特別職・議員の報酬や職員の給与などの経費

◆平成29年度特別会計決算

特別会計は、特定の事業にともなう保険料や使用料などによってその事業を行なうための会計で、お金の流れをわかりやすくするために一般会計と区別しています。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	形式収支	実質収支
国民健康保険事業	4億581万円	3億8,444万円	2,137万円	2,137万円
簡易水道	1億1,100万円	1億855万円	244万円	244万円
農業集落排水事業	1億6,981万円	1億6,757万円	224万円	224万円
介護保険事業	3億6,565万円	3億6,176万円	388万円	388万円
後期高齢者医療	4,567万円	4,499万円	67万円	67万円

■ 財政健全化法とは…

平成20年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。従来の再建法制が、病気になるまで放っておいて病気とわかつてから服薬や手術をするものだとすると、この財政健全化法は、生活習慣を心がけるとともに定期の健康診断を行うなど、「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、重大な病気になる前に対処するものだと言えます。

■ 財政の健全度を判断するには…

下図のとおり①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率⑤資金不足比率の数値などで判断します。なお①～④の数値については、標準財政規模（地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を示す指標のひとつ。村の財布の大きさを示すものといえ、平成29年度は1,561,807千円）の数値を基礎としながら算出されます。

	健全財政 (健全経営)	財政悪化 (経営悪化)	
佐那河内村 の数値	0 %	早期健全化段階	再生段階
①実質赤字比率	-%	◎	15.00%～ 20.00%～
②連結実質赤字比率	-%	◎	20.00%～ 30.00%～
③実質公債費比率	1.2%	◎	25.00%～ 35.00%～
④将来負担比率	-%	◎	350%～
⑤資金不足比率	-%	◎	20%～

*実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合、及び資金不足額がない場合には「-」と記載されます。

早期健全化基準
経営健全化基準

イエローカード

財政再生基準

レッドカード

《早期健全化基準》

財政悪化の状態が「イエローカード」。破たん防止の措置であり、自治体は自主的に財政再建に取り組まなければなりません。この基準を越えると、一般的な事業などは制約され、財政健全化計画を策定し、議会の議決を受け公表し、計画の実施状況も公表しなければなりません。また外部より監査を受けなければなりません。

《経営健全化基準》

資金不足比率において早期健全化基準に相当するもの。

《財政再生基準》

財政悪化の状態が「レッドカード」、国の管理のもとで財政再建に取り組まなければなりません。この基準を越えると、早期健全化よりも厳しく一般的な事業などはできなくなり、財政再生のみを目標とした自治体となります。

■ 項目別の解説

① 実質赤字比率とは…

普通会計（村では一般会計のこと）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。村の平成29年度決算における算定結果は、実質収支額が76,777千円の黒字（標準財政規模に占める割合は4.91%の黒字）となっていて、実質赤字比率は-%となります。

4指標及び資金不足比率について

② 連結実質赤字比率とは…

全会計（村では一般会計・国民健康保険事業特別会計・簡易水道特別会計・農業集落排水事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計の6つの会計）の赤字や黒字を合算し、自治体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

村の平成29年度決算における6つの会計の実質収支額の算定結果は、107,399千円（標準財政規模に占める割合は、6.87%の黒字）となり、連結実質赤字比率は−%となります。

③ 実質公債費比率とは…

自治体の「財布」から「借金返済」にどれだけ充てられているかを示す比率です。村の算定結果は、平成27年度が3.3%、平成28年度が2.2%、平成29年度が△1.9%となっていて、3か年の平均値は1.2%となります。



実質公債費比率が高い

※家庭に例えると家計に占める
ローン返済の割合が高い。

財政の硬直化

※自由に使えるお金が少ない。

④ 将来負担比率とは…

一般会計の借金や、将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

村の平成29年度決算における算定結果は

将来負担するもの…2,806,630千円

- ・地方債（村の借金）の返済
- ・現時点での全職員が退職したと仮定した場合の退職手当負担見込みなど

軽減されるもの…6,428,350千円

- ・基金（村の貯金）
- ・借金の返済に対する国からの交付見込額

将来負担比率
の算定式

$$\frac{\text{(将来負担するもの)} - \text{(軽減されるもの)}}{\text{(標準財政規模)} - \text{(平成29年度分の国からの借金に対する交付額)}} \times 100 = - \% \text{※}$$

※分子が△になるため
−%となる。

⑤ 資金不足比率とは…

各公営企業（村では簡易水道特別会計と農業集落排水事業特別会計の2つの会計）の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。平成29年度決算において各公営企業とも赤字が無い状態であり、資金不足比率は−%となります。

◎今後の財政運営にむけて…

以上5つの項目のうち①～④の指標により、村の財政が健全化であるかどうかをチェックしましたが、どの項目もイエローカードである早期健全化基準には達していません。また⑤の指標による各公営企業も経営健全化基準に達していません。なお、実質公債費比率は、1.2%とピーク時（平成20年度の3か年平均）の23.2%から年々改善されてきてはいますが、将来的な地方交付税の減少などを見据え、自主財源の確保と事務事業の見直しなどにより健全な財政運営に努める必要があります。

農業委員会だより

農地パトロール・荒廃農地調査を行いました

佐那河内村農業委員会では、8月を「農地パトロール月間」と定め、村内の農地を守るために村内全域を6地区に分けて農業委員、農地最適化推進委員が巡回し、農地が有効利用されているかを調査しました。今回の調査をもとに違反転用の指導、遊休農地への管理指導、利用意向調査を行いますので、引き続きご協力をお願いいたします。

同時に荒廃農地調査も実施しました。すでに原野化していて復元不可能な農地や、復元しても周囲の状況などから、継続して利用できないと見込まれる農地について、農業委員会が農地・非農地の判断を行います。

調査中、現地への立ち入りなどにご協力いただいたみなさま、誠にありがとうございました。



平成30年度

9月5日(水)～9月11日(火)



明治大学 フームステイ実習

フームステイ実習とは？

明治大学農学部食料環境政策科の学生たちが農家に民泊し、農業体験を行う事業です。学生にとっては実際に現地で農家の暮らしや仕事を体験することを通じ、農業の実態に触れることができる貴重な機会です。村では農家のみなさまのご協力のもと、今年で事業12年目を迎えました。



今年も明治大学農学部2年生の学生10人（男性4人、女性6人）が、佐那河内村にやってきました。初日は、徳島市農協農産工場と選果場を見学し、すだち果汁の加工の工程や選果・出荷など生産現場の実態や思いを学び、その後、受入れ農家との対面式を行いました。



農作業では、すだちのトゲなどに苦戦しながらも、すだちの色や形、大きさなどを見分け収穫に取り組んでいました。

また、オクラや花卉などすだち以外の作業にも熱心に取り組み、農作業の大変さや楽しさを身をもって体験したようでした。

最終日前日は、収穫したすだちの活用法も学んで帰つてもらおうと、地域交流拠点新家ですだち料理教室を開催しました。

意見交換会では、自分たちで作ったすだち料理を楽しみながら、学生たちが意見発表を行い、農作業の大変さややりがい、地域の人々のつながりの強さがとても印象



に残ったという声や、村のすだちや野菜を生産者の顔が見えるよう届ける取組みをもっと推進していってはどうかとい

う意見などがあがりました。また佐那河内村に来たいという声も多く聞かれました。

学生たちは、農業生産者やそれを支える人々との関わりを通じ、農業の現場を経験しなければわからない地域の声や現状を体感する貴重な時間をすごし、学びを深めたようです。今後は、佐那河内村をもうひとつのふるさととして、それぞれの進む道で活躍していくられるものと思います。

この度、フームステイ実習にご協力いただいた多くのみなさま、誠にありがとうございました。



住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けています。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築（床面積10m²以内）工事などのリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算300万円の範囲内において、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録している者で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする者は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない者であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、平成31年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外）

補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。

木造住宅耐震化促進事業のご案内



近い将来起こると予想される南海トラフの巨大地震に備え、木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断、改修工事などに助成します。また、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された住宅について簡易な補強計画を新たに新設いたしました。

耐震改修などを検討・実施していただき、耐震性の向上を図ることにつなげていくことが、この事業の目的です。

既に終了している事業もありますが、国や県の補助を受け毎年行っていますので参考に掲載しています。



木造住宅耐震診断支援事業

●補助要件診断対象となる建物（佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅）

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です）
- 2) 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
- 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの

●受付戸数 3戸（先着順）

●自己負担金 建物1戸当たり 3,000円

※徳島県に登録している耐震診断員（建築士）が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

新規 木造住宅耐震補強計画事業

●対象となる住宅 佐那河内村が実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅

●事業内容 耐震性を向上させる補強方法及び概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画

●受付戸数 2戸（先着順）

●自己負担金 建物1戸あたり 無料

耐震診断結果をうけ改修工事などを行いたい場合

木造住宅耐震改修支援事業

●補助要件

(次の要件をすべてみたす木造住宅)

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●受付戸数 1戸（先着順）

●補助額 補助対象経費の4／5以下で上限130万円
(千円未満切り捨て)

施工例



家全体を
改修したい

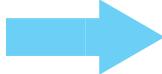
●補助対象工事

- 1) 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事
- 3) 「感震ブレーカ（分電盤タイプに限る）」を設置しなければならない

筋交いや金物、
火打ちで強化

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

耐震化と
合わせて
リフォーム
も行いたい



●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

- 1) 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震改修工事（I～IIのうちひとつを選択）
I. 改修前と比較して改修後の評点を向上させる耐震改修工事（ただし、持家は0.7以上、賃貸は1.0以上にするものに限る）

II. 耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置工事

- 3) リフォーム工事（任意）

●受付戸数

今年度は終了しました

●補助額

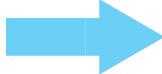
補助対象経費の4／5以下
で上限60万円
(千円未満切り捨て)

施工例



簡単な耐震化工事に
合わせて、水廻りの
リフォーム

地震は怖い
けどおおが
かりな耐震
化はすぐに
できない



耐震シェルター設置支援事業

●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

- 1) 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震シェルターの設置
- 3) 工事中の写真の提供などモニターとしての協力

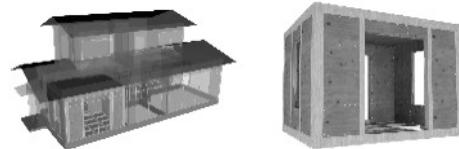
●受付戸数

1戸

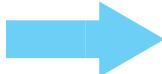
●補助額

補助対象経費の4／5以下
で上限80万円
(千円未満切り捨て)

施工例



思い切って
建替えたい



住宅の住替え支援事業

●補助要件

- 1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの
- 3) 現在居住している住宅

●補助対象工事

- 1) 住宅の建替えまたは他所（村内）へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

●受付戸数

今年度は終了しました

●補助額

補助対象経費の2／5以下で
上限30万円

※耐震改修工事などは、県の登録施工者が施工するものに限ります。

木造住宅耐震化促進事業の
お申し込みは、申請書、
添付書類を添えて

12月28日まで (申込先着順)

● 申込書、申込先 建設課 住宅担当 ●

こくねん ニュース

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さまなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の人は、11月中旬頃送られる予定です。）

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた人へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

これだけは知ってほしい

国民年金は“想定外のリスク”に対応できる 「国の保険」です。

65歳になったとき

老齢基礎年金

国民年金を10年以上納付した人が65歳から受け取る老後のための年金です。

病気やケガで障害が残ったとき

障害基礎年金

国民年金に加入中に、病気やケガが原因で障害が残ったときのための年金です。
※20歳前に発生した障害も支給対象になります。

一家の大黒柱が亡くなったとき

遺族基礎年金

国民年金に加入中の人が亡くなったときの遺族のための年金です。
原則、「18歳未満の子のある配偶者」と「18歳未満の子」が支給対象となります。

メリット

- 生涯にわたって受け取れます。
- 物価変動などの経済変化に対応しています。
- 国民年金保険料の納付免除・猶予制度があります。

※所得などの一定条件を満たす必要があります。

詳しくは、お近くの年金事務所または住民税務課国民年金係までお問い合わせください。

日本年金機構

検索

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

日本年金機構
Japan Pension Service

11月12月 県税・市町村税
県下一斉
徴収強化月間
こらえんじょ! 税の滞納

税の納め忘れは
ありませんか?

STOP
滞 納!



催告しても納付していただけない滞納者に対しては、財産の差押などの滞納処分を行います。
※納付できない特別の事情がある人は、必ずご相談ください。

スマ第14-143号

徳島県・県内全市町村

健康づくりの会 佐那河内村食生活改善推進員活動報告

健康づくりの会は、地域住民が健康であり続けるために、食を中心とした地域で様々な食育活動を行っています。その活動のひとつとして、毎年中学1年生と一緒に、畑づくり・苗植え・野菜の収穫・調理実習を行っています。

1 8月▶土づくり



会員・松長禮子さんの指導で“ボカシ”(粉殻と糠を使った肥料)と中学生が持ってきた生ゴミ(野菜くず)を混ぜ、土に返しました。

2 9月▶野菜苗の植え付けと種まき



大きく育つことを願い、大根、白菜、ブロッコリーなどを植えました。

3 12月▶収穫した野菜を使い調理実習(去年の画像)



収穫した野菜を、栄養士が考えたメニューで中学生とともに調理します(予定)。

この活動は、自分で育てた野菜を食べる喜びや、命の繋がりを学び、自分の健康を守っていく「食育」の一環として行っています。

徳島県最低賃金 平成30年10月1日から

時間額 **766 円**

※一部の製造業には
特定最低賃金が
定められています。

お問い合わせ

徳島労働局労働基準部賃金室(電話652-9165)または最寄りの労働基準監督署まで

平成30年度 がん検診および特定健診のお知らせ

平成30年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係（電話679-2971、IP5000～5004）までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所（集団健診）

検 診 日 程	検 診 場 所	受 付 時 間
平成30年10月25日（木） 【申込み期限：10月4日（木）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 特定健診・大腸がん・前立腺がん 肝炎検査・頸部・腹部エコー検査のみ実施	8:30～11:00
平成30年11月3日（土） 【申込みは終了しています】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30～11:00 ※婦人科検診は10:00～11:00
平成30年12月7日（金） 【申込み期限：11月16日（金）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00 婦人科および骨密度検査は 13:00～13:30 〔 ※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。 〕

※11月までとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金5,400円】を追加できます。（**10月まで先着15人限定です。11月は先着25人限定です。**）ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、**完全予約制、先着20人限定**でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,640円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金（集団健診）

検 診 内 容	対 象 者	負担金
胃 が ん 検 診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※平成30年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺 が ん 検 診	40歳以上の村民（65歳以上の方は結核検査を含みます）	100円
喀 痰 検 查	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大 腸 が ん 検 診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	① 平成30年度において満40歳となる村民 (S53年4月1日～S54年3月31日生まれの人) ② 平成14年度から平成29年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨 密 度 検 查	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子 宮 が ん 検 診	20歳以上の村民（女性のみ） ※ 2年に1回の受診が標準です。 （原則として、平成29年度に受診された人は、平成31年度に検診を受けてくださるようお願いします。）	400円

(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成29年度に受診された人は、平成31年度に検診を受けてくださるようお願いします。） ※12月7日（金）は、午前中も受付します。	1,000円
-------------------------	---	--------

※生活保護受給者は、負担金は無料です。

※12月7日（金）の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、平成31年2月28日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。胃内視鏡検診を受診される場合は、平成30年度の胃がん検診（バリウム検査）は受診できません。ご了承ください。	4,100円

国保脳ドックについて

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ次の内容で助成を行っています。

対象者	村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳～74歳までの人が対象となります。（ただし、2年に1回の助成となります。平成29年度に助成された人は、対象となりません。）
期間	平成30年7月1日～平成30年12月中旬ごろまで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円
定員	全体で30人

※受診を希望される人は健康福祉課国保係までお申込みください。脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

佐那河内村 臨時保育士募集



募集人数

若干名

勤務場所

佐那河内保育所

勤務時間

8時30分～17時15分（原則）※パートも可

雇用期間

平成30年11月1日から平成31年3月31日（原則）

賃金

日額8,100円

提出書類

履歴書（自筆に限る。市販の用紙可、写真貼付のこと）、保育士・幼稚園免許証の写し

応募期間

随时受け付けます

応募・お問い合わせ

〒771-4195 名東郡佐那河内村下字中辺71-1

佐那河内村役場 総務課 宛 電話679-2111

平成31年度 保育所利用申し込みについて

■ 平成31年度保育所申し込み手続きについて

保育所を利用する人は、利用申し込みと合わせて保育の必要性の認定（支給認定）の申請をして支給認定を受けなければなりません。

- 保護者は、「保育の必要性」の認定と保育所利用申し込みを市町村へします。
『支給認定申請書 兼 保育書等利用申込（継続確認）書』 *用紙は、保育所・役場にあります。
- 村から保護者に 『支給認定証』 が交付されます。
 - * 1号認定 満3歳児以上で幼稚園利用の場合（※事業者から交付されます。）
 - * 2号認定 満3歳児以上で保育所利用の場合
 - * 3号認定 満3歳未満で保育所利用の場合
- 村は、「保育の必要性」により利用調整し、保育所利用を決定します。
- 村から『入所承諾通知書』、『保育料決定通知書』を送付します。

3つの
認定区分



■ 保育所を利用できる児童について

- 村内に住民登録し、現に保護者などと共に村内に居住している家庭の児童
 - * 村内へ転入予定の人は、村内居住の人と同様に申込みしていただきます。
 - * 村外に居住されている人で、転入予定のない人についても佐那河内保育所への申込みはできますが、まず居住地の保育所担当窓口にてご相談ください。

■ 支給認定申請および保育所利用申込みの受付について

- 受付期間 平成30年11月16日 [金] から平成30年11月30日 [金]
- 受付場所 役場 健康福祉課

■ 保育の必要性の認定〔支給認定〕について

保育の必要性の認定を受ける保護者は、次のいずれかの要件に該当することが求められます。各認定要件に該当するかどうかは、提出資料に基づき審査します。

認定要件	必要書類
(1) 就労している	就労証明書（自営申告書）
(2) 妊娠・出産	母子手帳（保護者名および分娩予定日のコピー）
(3) 保護者の疾病・傷害を有している	医師による診断書、または障害者手帳のコピーなど
(4) 親族の介護・看護	介護・看護状況申告書
(5) 震災・風水害・火災・その他の災害復旧にあたっている	罹災証明書など
(6) 求職活動（起業準備を含む）	求職活動状況申告書
(7) 就学（職業訓練）	学生証、または在学証明書
(8) 虐待やDVのおそれがある	保護証明など
(9) 育休取得時の継続利用	就労証明書
(10) その他、上記に類する状態として村長が認める場合	保育を必要とすることを証明する書類

〈保育の必要量〔保育標準時間・保育短時間〕〉

『支給認定申請書 兼 保育書等利用申込（継続確認）書』により、村が保育の必要量に応じ、最長11時間までの利用可能な〈保育標準時間〉と最長8時間までの利用可能な〈保育短時間〉に分けて認定を行います。

〈保育標準時間〉と〈保育短時間〉では、利用できる時間や利用料が異なります。

保育標準時間	平日の7:30から18:30まで（最長11時間）
保育短時間	平日の8:30から16:30まで（最長8時間）

◎土曜保育利用については、申込時にご相談ください。



宝くじ助成金で

平成30年度コミュニティ助成事業

丸田集会所 備品を整備しました。

整備された備品

座布団・寝袋・回転ボード・ホワイトボード・机・パイプ椅子・靴箱・炊飯器・湯沸かしポット・オーブン・掃除機・液晶テレビ・扇風機・冷蔵庫・エアコン・TVラック・倉庫・ガスコンロ

事業費 256万円 宝くじ助成金 250万円 自費 6万円

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源として、コミュニティ助成事業を行っています。



「一般財団法人さなごうち」で活動中

地域おこし協力隊の活動報告

西岡 賢幸

秋晴れの爽やかな日が続いているますが、お元気でお過ごしでしょうか。

先月はアーティストの四星球と佐那河内村のふるさと納税コラボ返礼品を寄附者さま



にお送りさせていただきました。デザインから発送までの一連の作業に関わることができたことで、大変思い出に残る返礼品になりました。これから年末に向けてもっとデザインをいかして次につづけて行きたいと思います。

宮岡 香織

徳島に来てからよく耳にするのが、「徳島人は何にでもすだちをかける！」ということ。実は、カレーに合うことは、あまり知られてはいないようです。タイカレーにライムが添えられているように、すだちを絞ると凄くさっぱりした風味に変わります。ぜひ一度、お試しください！



こんにちは 木内 良樹 です

最近少し涼しくなり、すごしやすい季節がやってきました。

秋といえば、「食欲の秋」「スポーツの秋」など色々ありますが、みなさんは何を思い浮かべますか？僕は、「スポーツの秋」が一番しっくりくるかな！！

9月の作業記録

すだち収穫は後半に入ってきて、少しばたばたしています。すだち栽培2年目になりますが、やはりまだまだ慣れないもので、手つきがぎこちないですが、今年は何とか期間中に収穫が終わりそうです。

これから、あっという間に冬がやってきます。みなさま、体調には気をつけて作業してくださいね。
それでは、今月はこの辺で失礼します。



佐那河内村 移住交流支援センター便り

こんにちは、佐那河内村移住交流支援センターです。地域交流拠点・新家（しんや）内で移住の相談窓口や使わなくなった不動産の利用の相談を受け付けています。今年度は9月までに2組の契約が成立

し、転入がこれからという状況です。また、移住では無いのですが、清水建設株式会社様が風車基礎工事完了までの約4年間、空き家を利用したいということで紹介し、9月から利用されています。

移住者の受け入れには、地域住民や物権所有者のご理解とご協力が不可欠です。物件の情報やご意見は、移住交流支援センター・西川までよろしくお願ひします。

佐那河内村の人権教育 VOL. 259

日本における外国人差別の現状について

近年の著しいグローバル化、ボーダレス化の進展に伴い、徳島県内に在留する外国人が急速な勢いで増えつつあります。

日本では、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めてきましたが、現実には外国人に対する理解不足による差別や偏見が見受けられ、言語、習慣、制度、文化などの違いから、様々な分野で問題が生じています。近年深刻さを増している在日韓国人や朝鮮人などに対するヘイトスピーチ、賃貸住宅契約や店舗入店での「外国人お断り」などがそれらにあたります。

今後は、外国人であるがゆえの偏見や差別の解消に向けて、異なる国籍や文化的背景をもった人々が、様々な文化や多様性を認め合いながら、地域の同じ一員として尊重しあい、安心して暮らせる地域社会を形成していく必要があります。



佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内

11月

〈農振センター〉
2階和室

健康体操教室
20:00~21:00

〈村民体育館〉

卓球
19:30~21:00
※バドミントン
20:00~22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP 5006

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
		健康体操教室	卓球	農振農場対抗 バレーボール大会予選	バドミントン	バドミントン大会
11	12	13	14	15	16	17
				常会樹林ミックス バレーボール大会予選	バドミントン	
18	19	20	21	22	23	24
		健康体操教室	卓球		バドミントン	
25	26	27	28	29	30	
					バレーボール 大会予選	

新家情報

9/10
月

明治大学農学部の学生たちとすだちの料理教室を行いました。

今年も明治大学農学部の学生10人が村内の農家に民泊し、農作業を体験する「ファームステイ研修」が開催され、その研修を締めくくる意見交換会やすだちを使った料理教室が新家で行われました。

すだちの料理教室では、古代米を使ったいり飯・鶏肉の佐那河内揚げ・くず餅・ゼリーなど、さまざまな料理体験を実施し、学生たちも「また村に来たい」と口を揃えていました。



やなごうち俳句 GOING SANAGOCHI

声かけて玉をぶつける体育祭

立春風

【季語】体育祭（秋・生活）
突然ですが、玉入れのコツを知っていますか。実は、かなり強力なコツがあります。
まず、玉をまとめて手で持ちます。次に、声をか

け合って四方向から同時に投げます。すると、カゴの上で玉同士が当たって下に落ちるため、少しくらいいずれいても入ります。
全日本玉入れ選手権でも使われている方法です。
このコツは、村の年長者から教わりました。言わ
れてみれば、納得な方法です。年長者から学ぶ」と
は本当に多いですね。

◆新家「カフェスペース」情報◆

現在、火・木曜日にカレーを提供していますが、それ以外の曜日でもお弁当のご予約を承っています。

メニューは、おまかせ弁当（¥500～）で、数量についてはお問い合わせください！できるだけ村民のみなさんにご利用していただきたいと思っています。宜しくお願いします（＾＾）

※10月から第2土曜日もオープンしています。（ランチ営業時間11：30～14：00）
お気軽に、お立ち寄りください！

おばんざい もつ家

毎週火・木曜日（祝日除く） 11：30～ ※売り切れ次第終了
(一財) さなごうち・佐那河内村上字宮前84-1 電話636-4030



地域おこし協力隊

Let's Enjoy
English!

阿部 真夕

英会話サロン開講します！ 受講生募集！

Mayu's English Salon

中学生クラス

中学1年生～3年生を対象に自然に英語を身につけるレッスンを行います。

生徒一人ひとりのペースに合わせて行いますので、英語が苦手な子どもも安心してご参加いただけます。何でも気軽に相談できるアットホームな教室で、楽しみながら英語を学びましょう。

大人クラス

社会人を対象に、基本的な文法やフォニックスを学び、英語表現を学びます。

初心者や日本語の通じない外国人講師はちょっと不安という人は、ぜひご参加ください。

場 所 ● 農業総合振興センター

参加費 ● 必要教材については、ご負担ください。

日 時 ● 受講希望者のご都合に合わせて決定します。(1クラスにつき最大10人程度、週1回行います。)

受講希望者は、下記までお問い合わせください。お問い合わせの際に、お名前、住所、学年、受講可能日時などをお知らせください。レッスンでこんなことをしてほしいなど、何かリクエストがあればご要望ください。

地域おこし協力隊 阿部真夕

電話679-2817（教育委員会）または090-9555-8398（携帯）までご連絡ください。

E-mail : abe@sanagochi.i-tokushima.jp ※メールでご連絡いただいても構いません。

ベサニーさんのイングリッシュクラス

受講生募集

期 間 平成31年7月までの毎週水曜日

時 間 19:30～20:30 (60分)

場 所 農業総合振興センター

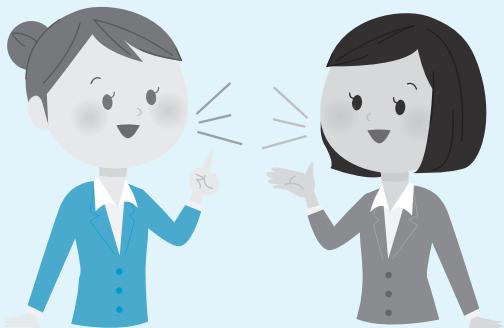
定 員 10人程度（高校生以上）

内 容 普段は英会話の授業を行いますが、イベント時季には交流会（パーティ）も行います。

会 費 必要額のみ集めます。

入会申込 教育委員会までお願いします。

講 師 ベサニー・ジョンソンさん



清流祭

平成30年度 佐那河内小中学校

9月8日(土)に、佐那河内小中学校で、清流祭が行われました。

今年は、小学生も全てのプログラムを参観し、生徒会と児童会の合同の出し物があるなど、例年以上に小中学校が結びつく行事となりました。中学生は夏休みから集まって練習し、学習発表や劇、ダンスなどさまざまな出し物でその成果を発揮しました。プログラムの最後を飾る中学生の全員合唱では、フィナーレにふさわしい歌声を会場に響き渡させていました。

ご参観いただいたみなさま、ありがとうございました。



小学6年生の発表



中学2年生のエイサー



中学3年生の劇



中学生全員合唱



語り合い朗読会 『伝えたい村の話』

佐那河内村史「ふるさと佐那河内」の朗読をさせていただいています。

嵯峨の奥地の「ひよの谷」の上流に水田があって、そこに実盛（サネモリ）塚が祀られています。稻を食いつぶす害虫をなす術がなかった時代、虫の害を願う「虫送り」の行事が実盛塚で行われました。斎藤実盛は源平の合戦の頃の名将でしたが、稻株につまずいたところを討たれてしまったようです。稻株

を恨み「われは死んでも虫に生まれかわり稻を食い荒らすぞ」と言い残したとか。その恨みを実盛の靈を慰めることで虫の害を減らそうとしたのでしょうか。稻が生活の糧だった頃には大切な行事だったと思われます。

今月は一ノ瀬の不動明王と波切不動尊。共に拝讀して先人の思いを深めていきたいと思います。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

●期 日 10月21日(日) 19時30分～20時30分

●場 所 農振センター 2階小和室

※連絡先 鈴木 (090-2156-7935)



募集

剪定講習会

シルバー人材センターでは、会員及び一般住民の剪定技能アップと技能習得のため、庭木の剪定講習会を開催します。

- 1. 対象者** 人材センター会員（おおむね60歳以上の人）および一般住民

- 2. 定員** 15人
3. 受講料 無料
4. 開催場所 村役場前など
5. 講習日 平成30年11月15日(木)・16日(金)
 庭木の剪定
講習時間 両日とも 9:30～15:00
 ※剪定ばさみなどをお持ちの人はご持参ください。

男性の料理講習会

高齢化が進行するなか、生活に欠かせないひとつとして食があります。

自分自身の健康を保つためまたこれまであまり料理をしたことがない男性を対象に料理講習会を開催します。

1. 開催日時

平成30年11月22日(木)・12月6日(木) 9:30～13:00

2. 開催場所

佐那河内村農業総合振興センター

3. 対象者

男性

4. 内容

- ・血圧測定、身体計測外 9:30～
- ・調理実習 10:30～

5. 持参品

- ・エプロン、三角巾、筆記用具 材料代200円

お申し込み・お問い合わせは

社会福祉協議会

日常生活自立支援事業

このようなことで
お困りではありませんか？



福祉サービスの書類や
利用の仕方がわからない。

公共料金の支払いや
お金の出し入れをしてほしい。



通帳や印鑑
大切な書類を
なくしてしまった。

高齢者や障がい者の皆さん、安心して暮らせるお手伝いをします。

- 基本サービス** ①福祉サービス利用援助
選択サービス ②日常的金銭管理
 ③書類など預かりサービス

利用料

1回1,500円（1時間程度）

対象者

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい
者などの人で判断能力が十分でない人。

※同時に本事業の契約内容に関して判断
しうる能力を有していること。

●善意銀行だより●

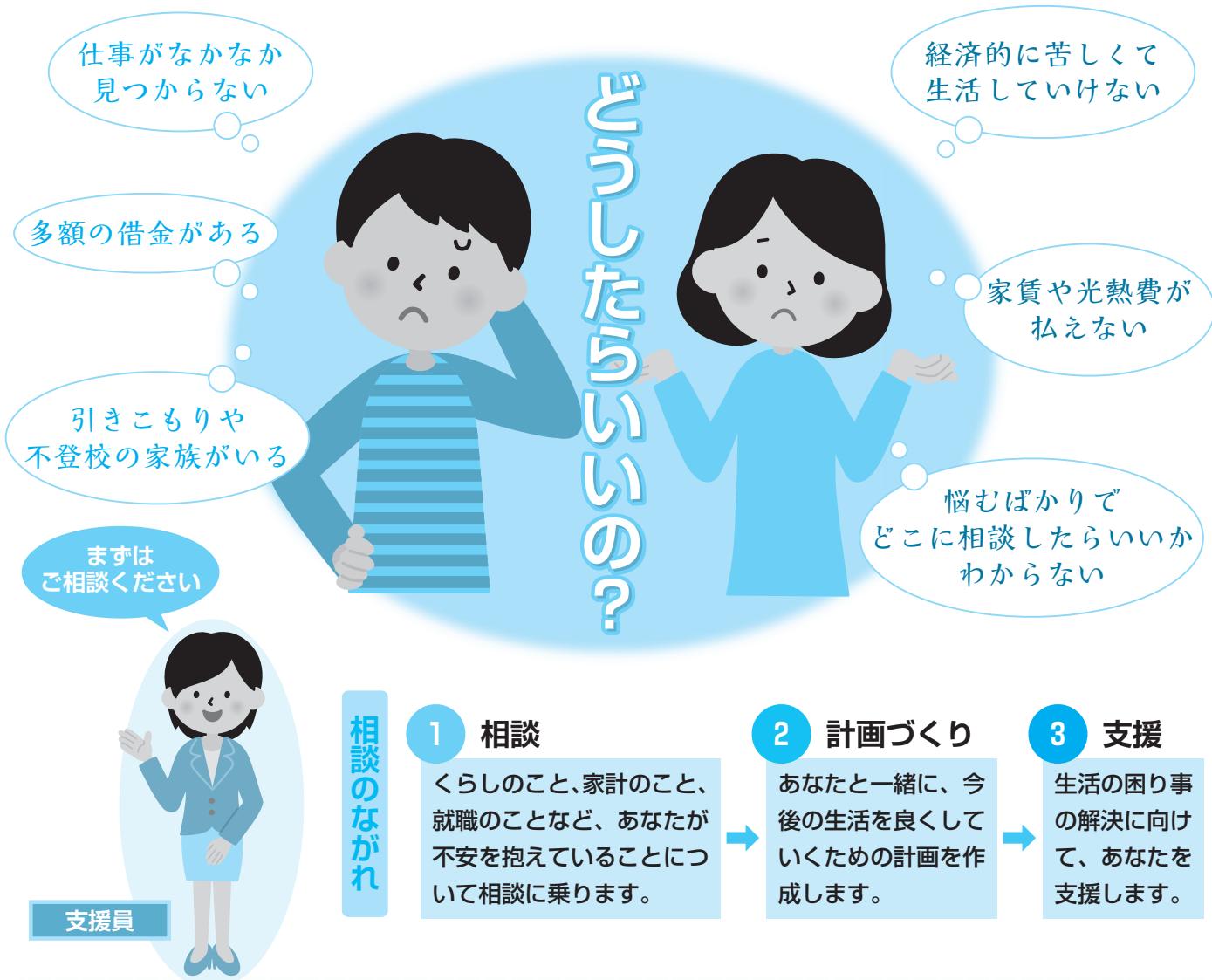
- 森下 嘉文様………金一封
 ●谷川 進様………金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

お近くの くらしサポートセンターへ ご相談ください

相談
無料

さまざまな理由で生活の困り事を抱えている人が
お住まいの地域で相談できるよう
各町村の社会福祉協議会に
「くらしサポートセンター」を開設しました。



くらしサポートセンター佐那河内

〒771-4195 名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村社会福祉協議会内

電話679-2304 IP5007 FAX679-2380

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始をのぞく)

佐那河内村地域包括支援センターだより

10月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かし交流を楽しみましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

10月 22日(月)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30
10月 23日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00~13:00
10月 24日(水)	コーラス教室	ハイジ多目的ホール	13:30~15:00



コーラス教室を毎月開催しています。季節の歌を歌い心身のリフレッシュをしたり、2部合唱や簡単な踊りに挑戦したりしています。初めての人も気軽に参加できます。昔なつかしの叙事歌と一緒に歌いませんか？みなさまのご参加をお待ちしています。

10月 31日(水)	いきいきサロン	農業振興センター	9:30~
(どなたでも参加できます。都合の良い時間にお越しください。)			

10時ごろから「いきいき百歳体操」を行います。体操のみの参加でも構いませんのでお気軽にご参加ください。

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383
担当：佐々木・大西・村山

個人情報に関する内容のため削除しています。

●10月16日～11月15日までの行事予定です。

日	曜	行 事 名	とき・ところ	備 考
10/ 16	火	わくわく理科実験教室 (中2・中3)	時 13:45～15:35 所 佐那河内中学校	
		可燃ゴミ、古紙などの収集	時 11:00～翌日11:00 所 追上駐車場	
17	水	ふれあい昼食会	時 11:00～14:00 所 農業総合振興センター1F 会議室	
18	木	オリエンテーリング	時 9:30～14:00 所 宮前地区	
19	金	健康づくりチャレンジ教室	時 19:30～21:00 所 農業総合振興センター2F 大和室	対 特定健診で血圧・血糖などが少し高めの人 持 運動しやすい服装・水筒など
		漢字検定	時 16:00～ 所 佐那河内中学校	
22	月	いきいき体操教室	時 13:30～15:30 所 農業総合振興センター1F 会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装・水筒など
23	火	保育所園児避難訓練	時 10:00～10:30 所 保育所園庭	
		可燃ゴミ、古紙などの収集	時 11:00～翌日11:00 所 追上駐車場	
		健康料理教室	時 10:00～13:30 所 農業総合振興センター1F 会議室	対 健康に关心のある人 持 材料代200円・エプロン・筆記用具など
24	水	ネイチャーゲーム（5歳児と 小学1年生との交流）	時 9:45～11:00 所 遊戯室・園庭	
25	木	楽焼き制作	所 佐那河内小学校	
		中間テスト	所 佐那河内中学校	
26	金	健康づくりチャレンジ教室	時 19:30～21:00 所 農業総合振興センター2F 大和室	対 特定健診で血圧・血糖などが少し高めの人 持 運動しやすい服装・水筒など
		遠足（中学1年・3年）	所 NEW レオマワールド	
30	火	ルーチェのコンサート	時 10:00～11:00 所 保育所遊戯室	対 園児 ※村内外問わず音楽に興味のある人も参加可
		可燃ゴミ、古紙などの収集	時 11:00～翌日11:00 所 追上駐車場	
31	水	いきいきサロン	時 9:30～16:00 所 農業総合振興センター1F 会議室	
11/ 2	金	健康づくりチャレンジ教室	時 19:30～21:00 所 農業総合振興センター2F 大和室	対 特定健診で血圧・血糖などが少し高めの人 持 運動しやすい服装・水筒など
		園外保育	時 9:00～13:00 所 防災センター（4、5歳児） 保育所周辺（0～3歳児）	
6	火	可燃ゴミ、古紙などの収集	時 11:00～翌日11:00 所 追上駐車場	
8	木	徳島市・佐那河内村人権教育 研究大会	時 13:40～ 所 佐那河内小学校	
9	金	健康づくりチャレンジ教室	時 19:30～21:00 所 農業総合振興センター2F 大和室	対 特定健診で血圧・血糖などが少し高めの人 持 運動しやすい服装・水筒など
		保育実習（中学3年）	所 佐那河内保育所	
12	月	心配ごと相談・行政相談・人権 擁護相談・特別（法律）相談	時 9:00～12:00 所 農業総合振興センター1F 会議室	
13	火	小中一貫教育実践地区交流研 修会	時 13:30～16:30 所 佐那河内小中学校	
		可燃ゴミ、古紙などの収集	時 11:00～翌日11:00 所 追上駐車場	
14	水	ふれあい昼食会	時 11:00～14:00 所 農業総合振興センター1F 会議室	
		すずらん会焼き芋大会	時 10:00～11:30 所 保育所園庭	

里山さんぽシリーズ⑤

「ヒガンバナ」



彼岸の頃、突如現れ、田んぼの畦を一斉に真っ赤に染めていく。この頃に咲くのでこの名があるが、赤い花ならマンジュシャゲ、ユウレイバナ、ハカバナなどと多数異名がある。

花時に葉はなく、花が終わってから葉が出て来る。冬、周りの草が枯れた時に葉が茂り、たっぷり光を浴びて根を太らせ、周りの草が伸びてくる頃、葉が枯れる。これも生きるための戦略の一つであろう。

根にはデンプンをしっかり貯めているので、毒（リコリン）抜きをして飢饉の際に飢えをしのいた歴史があるという。また、昔の人は田畠の畦や墓地に植えてネズミやモグラよけにしたようだ。

日本のヒガンバナは種子ができるない。バナナと同じ3倍体

で、花粉などが正常にできないからである。中国には2倍体の種子ができる原種が自生していて、古い時代に渡来したものとされている。種子ができるないので、植えるために球根を分ける。別れた球根からできた個体は親と同じ遺伝子を持ついわゆるクローンで、同じ性質を持つことになる。したがってヒガンバナはソメイヨシノ（桜）のように同じ地域では、ほぼ一斉に咲き、背の高さ、花の大きさも色もよく似ているのである。（東）



マーボー豆腐



《作り方》

- ①中華鍋にサラダ油・みじん切りしたAを入れ、香りが出てくるとひき肉を加え、ほぐしながらBの調味料を入れ炒める。
- ②①に水を加え一煮立ちしたら少しアクを取り、唐辛子・味噌・2cm角に切った豆腐を入れる。
- ③②の中に3cmの長さに切った細葱（ニラ）を入れ煮ながら、最後にCを入れてとろみをつけ、ごま油を全体にまわしかける。

★ポイント★

- ①豚ひき肉を入れたらすぐ調味料を入れて肉をほぐす。
- ②豆腐をくずさないように混ぜる。
- ③唐辛子・味噌の代わりに豆板醤を使ってもよい。



《材料(4人分)》

豆腐	1丁	B	砂糖	小2強
豚ひき肉	160g		しょうゆ	大2
サラダ油	・小2		水	300ml
A	にんにく 生姜	1片 7g	唐辛子	1/2本から
	葱	8g	味噌	小1
	細葱	40g	C	片栗粉
				大1
				水
				大2
				ごま油
				小1

しあわせごはん

ヘルスマイト（食生活改善推進員）のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー 199kcal
炭水化物 7.8g

蛋白質 13.3g
塩 分 1.4g

脂 質 12.1g

No.115